

「学校保健安全法施行規則」一部改正の主な内容

1 改正の概要

(1) 新型コロナウイルス感染症の第二種の感染症への追加

現在、新型コロナウイルス感染症は、第一種の感染症とみなすとしているが、学校において予防すべき感染症としての位置付けを見直し、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症である第二種の感染症に加えたこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準の設定

現在、出席停止の期間の基準については「治癒するまで」としているが、第二種の感染症に位置付けることに伴い、出席停止の期間の基準を「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」とする規定を加えたこと。

2 学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とする。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨する。
- 出席停止の期間を短縮することは、基本的に想定されない。

3 その他の留意事項

(1) 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないことから、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない。

(2) 感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等の取扱いについて

同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、これまでと同様、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないこ

とも可能である。

(3) **感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等の取扱いについて**

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないよう、児童生徒等・保護者に対する周知・呼び掛けを行う。その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限する必要はない。
- 児童生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることのないようにする。